

# 26PB-am137

## 超高齢・人口減少社会における薬物規制

○田村 泰大<sup>1</sup>, 岡本 祐美<sup>1</sup>, 平沢 賢人<sup>1</sup>, 山田 晃弘<sup>1</sup>, 深町 伸子<sup>1</sup>, 山本 大介<sup>1</sup>, 鈴木 順子<sup>1</sup> (北里大薬)

【はじめに】超高齢・人口減少社会では、社会的インフラの維持が困難となり、ある種の効率化を求めて規制が緩くなる傾向がある。これが技術革新の域を超えて、パラダイムそれ自体の変化を伴う場合、社会的混乱と自浄性の低下が起る可能性がある。今回、「国民の健康な生活の確保」を担う立場として、国民生活に紛れ込む危険ドラッグについて検討した。

【調査・検討】市民の意識が緩くなりがちな植物製品を焦点として、公的資料や公開されている情報を用いて、① 流通の現状 ② 市民の意識 ③ 現行規制との関係等について調査を行うとともに、問題点を抽出し検討を試みた。

【結果・考察】脱法ハーブなどの店舗販売は、取締強化により姿を消したが、インターネット等による売買は変わらず行われている。インターネット売買は、高齢化や過疎化を背景としつつ、薬事法〈現医薬品医療機器等法〉における規制緩和を一つの転回点として、むしろ周辺商品の流通で非常に活発化している可能性が高い。医薬品の特定販売は手続及び責任関係の明確化などの制限があるが、周辺商品〈違法ドラッグ類も含む〉は、安易な売買が可能で、「手軽さ」に走りがちで消費者マインドからも、違法性や危険を認識しないままに入手し、事件・事故に至るケースが後を絶たない。取締強化一辺倒というのは倫理的にも法的にも種々問題があるとされ、取締関係法規の構成からいうと、関係する専門職が消費者を守るために専門性を発揮するよう求められることが多い。医薬品および類似製品については、薬剤師がその任に当たることが法理上求められるものと考えられ、今後の社会構造から推してどのような場におけるどのような啓発・支援が必要であるかさらに検討が必要である。